

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28－⑬)

政策分野名 【施策名】	農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション					担当部局名		生産局 【生産局技術普及課／農業環境対策課／畜産振興課】		
政策の概要 【施策の概要】	環境問題に対する国民の関心が高まる中、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、より環境保全効果の高い営農活動の普及を推進する。 このため、家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を拡大するための施策を行う。					政策評価体系上の 位置付け		農業の持続的な発展		
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 2 (8) ③ 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)					政策評価 実施予定時期		平成31年8月		
施策(1)	気候変動に対する緩和・適応策の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	温室効果ガスの排出を削減するための施設園芸等の省エネ対策、炭素貯留量の増加につながる取組の推進、気候変動に係る農林水産分野の適応計画の策定等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	温室効果ガスの排出削減									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値					
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
ア 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化	—	平成25年度	124万t-CO2	平成42年度	—	25万t-CO2	32万t-CO2	38万t-CO2	45万t-CO2	「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により、2030年度までに124万t-CO2の排出削減を目標としているため。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。
					—	23万t-CO2				
施策(2)	環境保全型農業の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】	環境保全効果の高い営農活動の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値					
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
ア エコファーマー累積新規認定件数	286,178件	平成25年度	323,000件	平成31年度	298,368件	304,463件	310,558件	316,653件	323,000件	たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー(注1))の増加は、環境保全型農業の推進に直接つながるものであることから、エコファーマーの累積新規認定件数を指標として選定した。 平成21年度から25年度までのエコファーマー新規認定件数の増減率から、1年度当たりの新規認定件数を算出し、これを各年度ごとの累積新規認定件数に加算し試算した結果に基づき、31年度の累積新規認定件数323千件を目標値として設定した。
					297,953件	303,793件				

イ	市町村における有機農業の推進体制の整備率	16.8%	平成24年度	50.0%	平成30年度	25.7%	31.8%	37.8%	43.9%	50.0%	平成26年4月に策定した「有機農業（注2）の推進に関する基本的な方針」において、有機農業を面的に拡大することとしているが、このためには、新たに有機農業を行おうとする者への就農相談等、市町村段階における推進体制の整備が重要であることから、指標として選定した。 同方針において、市町村段階における推進体制の整備率について、おおむね30年度までに50％以上とするという目標を定めており、これに基づき目標値を設定した。 年度ごとの目標値については、毎年度、一定の割合で増加するものものとして設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前年度の値を記入している。
						27.1%	26.9%				
政策手段 （開始年度）		予算額計（執行額）			28年度 予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レ ビュー 事業番号			
		25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]							
(1)	地力増進法 （昭和59年）	—	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—			
(2)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 （平成11年）	—	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—			
(3)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 （平成11年）	—	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—			
(4)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 （平成27年）	—	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—			
(5)	有機農業の推進に関する法律 （平成18年）	—	—	—	—	(2)-①-イ	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与した。	—			
(6)	産地リスク軽減技術総合対策事業 （平成27年度） （関連：28-5、11、12）	—	—	318の内数 （299の内数）	237の内数 （144の内数）	(1)-①-ア	燃油価格高騰等の変動リスクに対応できる持続的な産地を形成するため、省エネルギー生産技術として、他分野で製品化・実用化されている省エネ等技術の農業転用の検証により、産地を弱体化させるリスクを軽減する技術の構築を支援することで外部リスクに左右されにくい省エネ型の生産方式への転換に寄与した。	0183			
(7)	強い農業づくり交付金 （平成17年度） （関連：28-3、9、11）	31,114の内数 （27,416の内数）	32,262の内数 （31,226の内数）	52,429の内数 （49,286の内数）	21,582の内数 （20,170の内数）	(2)-①-ア (2)-①-イ	持続可能な農業生産を推進するために必要な施設整備等を支援する。堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設等を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	0129			
(8)	環境保全型農業直接支払交付金 （平成23年度） （主、関連：28-12）	2,016 （1,667）	2,646 （1,818）	2,609 （2,240）	2,410 （2,390）	(2)-①-ア (2)-①-イ	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業者の組織する団体等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（カバークロップ、有機農業、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用）に取り組む場合に支援。 ・上記の営農活動のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定した地域特認取組（冬期湛水、リビングマルチ、草生栽培、バンカープランツ、江の設置等）の支援を実施。 農業者の組織する団体等がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、幅広く支援を行うことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。また、有機農業者に対しても支援を実施することにより、有機農業の取組が拡大し、有機農業により生産される農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与した。	0188			
(9)	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業（平成28年度） （主、関連：28-9）	—	—	—	79 （76）	(2)-①-ア (2)-①-イ	オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者の（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援する。 オーガニック・エコ農業の推進により、自然循環機能の維持増進を通じて環境保全に貢献するとともに、安全・良質等の消費者ニーズに対応した農産物の供給等に寄与した。	新28-0029			
(10)	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 （昭和44年度）	— （—）	— （—）	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の処理施設の課税標準を1/3の額に減額。 より環境保全効果の高い汚水処理施設の導入を促すことにより、適切な家畜排せつ物の管理の促進に寄与した。	—			
政策の予算額[百万円]				2,649 <0>	2,549 <0>						
政策の執行額[百万円]				2,262 <0>	2,493 <0>						

（注1）「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

（注2）当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

（注3）複数政策に関連する予算については、< >外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	[施設園芸] 補助事業において設置された省エネ設備導入規模及び主要メーカー開き取りの販売台数により把握
			達成度合の判定方法	[農業機械] 省エネ農機の普及台数(新農業機械実用化株式会社調べ)により把握
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農業環境対策課調査により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	農業環境対策課調査により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－平成24年度基準値)／(当該年度目標値－平成24年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥の施用等の土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
注2	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。